

10月13日（月・祝）にいわき市文化センターで行われました住居確保損害の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介いたします。

（問1）

賠償上限金額は、事故時に居住していた住所と同一地番内の建築物や構築物等の対象資産をとりまとめて合算するとしており、農家の場合は作業小屋や倉庫があるが、算定対象となるのか。

（答1）

住居の確保ということでは、居住用建物のみを対象資産とすることも考えられるが、生活再建の観点から、居住所在地内にある作業小屋や倉庫等についても広く居住用の資産とみなして、とりまとめて算定することとした。

なお、住居確保損害の賠償においては、実際に要した費用のうち財物賠償額を超過した部分が支払いの対象となるので、作業小屋や倉庫等も含めた財物賠償額を超過しないと追加賠償がなされない。そのため、たとえば倉庫は修理しないということであれば、倉庫はとりまとめの算定から外すことも可能であるので、個別にご相談いただきたい。

（問2）

事故前は、借地の上に自己所有の建物を建てていた。避難先で宅地と建物を購入するとなると、賠償の上限額を大幅に超えてしまう。

（答2）

借地にお住まいだった方については、借地権に対する財物賠償として、原則、宅地の賠償金額の2割を支払っているが、この場合、住居確保損害の賠償においても、宅地にかかる賠償可能金額の2割として算定している。

なお、この場合、従前と同等の土地を購入するには不足することが想定されるが、住居確保にかかる費用であれば、その使い道は制限していないため、住宅も含めた賠償上限金額の範囲内で、宅地・建物を購入することも可能である。

(問3)

賠償上限額の算定に当たり、移住先の宅地の面積は250m²を上限としているが、各市町村の宅地の広さについては調べたのか。制限を設けるのはなぜか。

(答3)

移住先の宅地面積の上限については、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が福島県都市部の平均宅地面積を専門機関に委託して調査した結果に基づき、設定された。

事故前にお持ちだった宅地の財物価値が失われた分は賠償済みであるところ、住居確保損害の賠償は移住先の宅地取得という新たな資産形成の側面も有すること、宅地については面積・周辺環境・利便性等により大きく価格が異なること等から、従前の土地と同じ面積を確保することの必要性まで認めることは困難と考えて上限を設定したもの。

(問4)

事故前に借家に住んでいた被害者が避難指示区域外を新たな生活の本拠とする場合、家賃の差額の8年分と礼金等の一時金相当額として一人世帯あたり162万円、世帯人数が1人増えるごとに61万円が加算されるとあったが、家賃が5万円であれば、1人で借りても5人で借りても5万円である。

世帯人数が少ない場合は不公平ではないか。

(答4)

世帯人数が多い場合の借家の家賃を調べたところ、一般的には家族の人数の増加に合わせて家賃を加算する方が実態に合うと考えられたため、今回のような基準を設定した。

なお、事故時点に公営住宅等にお住まいであるなど、家賃が低廉であって、定額を超える差額がある場合は、個別に算定したうえでお支払いする。